

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つくば市は、市民、そして市民以外の方の個人番号(マイナンバー)を取り扱う責任を十分に理解し、本評価書に記載の措置を始めとする対策を厳重に講じることで、個人のプライバシーその他の権利利益の保護に取り組んでいます。

特記事項

医療機関の受診記録(レセプトデータ)を取り扱うに当たり、国民健康保険団体連合会との間で専用回線を使用し、また伝送用端末には、起動時ユーザID及びパスワードの設定や、ウイルス対策ソフトウェアの導入等の措置を講じています。また、レセプトデータは、診療報酬の請求及び支払のために利用するデータであり、医療機関が保有する診療情報(診療の過程で得られた患者の病状や治療経過等の情報)ではありません。

評価実施機関名

つくば市長

公表日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【国民健康保険被保険者の資格に関する業務】</p> <p>①住所、世帯主、氏名が変わったときや出生、死亡したときに提出される資格異動届を受け取ったら、異動事項を確認後被保険者証の発行、差し替え等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・転入してきたときや子どもが生まれたときなど国民健康保険に加入されるときは、資格の取得日がいつになるかを確認して被保険者証を交付します。・転出したときや死亡したときなど国民健康保険を脱退されるときは、資格の喪失日がいつになるかを確認して被保険者証の返却を受けます。・市内で住所が変わったとき、世帯を分けたり一緒にしたとき、世帯主や氏名が変わったときなどは、資格の変更日がいつになるかを確認して古い被保険者証を引き取り、新しい被保険者証を交付します。 <p>②職場の健康保険(被用者保険)に加入したときや、辞めたときに提出される資格異動届を受け取ったら、異動事項を確認後被保険者証の発行、差し替え等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・被用者保険を辞めたときや、被用者保険の被扶養者でなくなったときなど国民健康保険に加入されるときは、資格の取得日がいつになるかを確認して被保険者証を交付します。・被用者保険に入ったときや、被用者保険の被扶養者になったときなど国民健康保険を脱退されるときは、資格の喪失日がいつになるかを確認して被保険者証の返却を受けます。 <p>③被保険者証、短期被保険者証、資格証明書及び高齢受給者証を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者証、短期被保険者証及び資格証明書は毎年4月1日更新となるため、被保険者の世帯主宛てに3月中に届くように郵送しています。短期被保険者証と資格証明書は、国民健康保険税の未納がある世帯に送付しています。(被保険者証の有効期限は翌年3月31日までの一年ですが、短期被保険者証は、有効期限が一年に満たない被保険者証です。資格証明書は、特別の事情がなく国民健康保険税の納付期限後一年を経ても納めない場合に、交付するものです。)・高齢受給者証は、70歳以上75歳未満の被保険者に対して交付するもので、医療機関で診察を受けた際に窓口で支払う自己負担の割合を示す証明書です。年齢や所得の状況などによって、1割から3割負担のいずれかが記載されています。毎年8月1日更新となるため、7月中に届くように郵送しています。また、70歳を迎える方には、誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)からの適用となるため、適用される前に届くように郵送しています。 <p>④限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関に認定証を提示することにより、医療費の窓口負担額が自己負担限度額までとなります。病院などの医療費や薬局での薬代などは、限度額適用認定証により世帯の所得に応じて定められた自己負担限度額が適用されます。また入院したときの食事代は、標準負担額減額認定証により世帯の所得に応じて定められた標準負担額が適用されます。どの認定証に関しても被保険者からの申請を受けてからの交付となり、世帯の所得要件や納付状況により発行できる認定証が異なります。 <p>⑤特定疾病療養受療証を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none">・長期にわたって療養が必要な疾病(血友病・人工透析を必要とする腎不全・血液製剤によるHIV感染症)について、医療費を助成するための受療証です。医師の診断書が必要で申請により交付されます。 <p>【国民健康保険の賦課・収納管理に関する業務】</p> <p>⑥国民健康保険税を算定します。</p> <ul style="list-style-type: none">・前年(1月から12月)の世帯の所得により計算します。所得情報は住民税課税業務から入手していますが、所得が分からない場合は申告書の提出を求めています。また他市町村からの転入者の場合は、その市町村へ所得の照会をしています。 <p>⑦世帯ごとの所得情報に基づき国民健康保険税を賦課します。</p> <ul style="list-style-type: none">・保険税は、被保険者の人数と前年の課税対象額を基に世帯単位で計算されます。課税対象額は、前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた金額です。所得税や住民税で適用される各種控除は適用されません。 <p>⑧世帯主へ国民健康保険税納税通知書を送付します。</p> <ul style="list-style-type: none">・一年間(4月～翌年3月)の税額を計算し、7月中旬に納税通知書を送付します。また年度途中で変更があった場合は、国民健康保険税変更通知書を送付しています。 <p>⑨国民健康保険税の収納情報を管理します。</p> <ul style="list-style-type: none">・金融機関やコンビニなどで納付された国保税は、データ化され世帯主(納税義務者)の収納情報として管理しています。 <p>⑩市税口座振替依頼書に基づき国民健康保険税の口座振替処理をしています。</p> <ul style="list-style-type: none">・金融機関にて申請された口座振替依頼書の写しが送付されたら、その口座情報を入力して口座振替

⑪公的年金受給者に対して公的年金からの特別徴収(天引き)をします。
 ・世帯主(納税義務者)と国民健康保険の加入者全員が65歳～74歳の世帯の世帯主の方が対象になり、年金支給月(偶数月)に支給される年金からあらかじめ保険税を差し引きます。ただし、世帯主が国民健康保険に加入していない場合や年金の年額が18万円未満の場合、口座振替による納付を選択し口座振替手続をした場合などは除きます。

⑫国民健康保険税の減免申請受理を行います。
 ・災害や所得の激減等やむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合に申請します。認められると減免事務取扱要綱による減免の割合に応じた税額が減免あるいは免除されます。

【給付に関する業務】

⑬高額療養費や療養費、出産育児一時金など各給付申請を受理します。
 ・高額療養費支給申請は、医療費が高額になった世帯に対して自己負担限度額を確認し、超えている場合は診療月の約3か月後に市より世帯主宛てに支給申請書を送付します。
 ・療養費は、旅先での急病などで保険証を持たずに診療を受けるときや、コルセット等の治療用装具を購入したときなどに申請します。
 ・高額介護合算療養費は、介護保険の受給者で、国民健康保険と介護保険の年額が高額になったときに、それぞれの限度額を適用後に合算し、その合算額が所得要件により定められた限度額を超えたときに申請します。
 ・出産育児一時金は、被保険者が出産したときに支給され、妊娠12週(85日)以降であれば死産でも流産でも支給されます。ほとんどの医療機関が、被保険者に代わってつくば市に出産育児一時金の支給申請及び受け取りを行う直接支払制度を設けており、分娩される医療機関で直接支払制度利用に関する手続ができます。直接支払制度を利用しない場合や分娩費用が支給額に満たない場合は、市へ申請します。
 ・葬祭費は、被保険者が亡くなったときに喪主から請求を受けます。

⑭国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請受理を行います。
 ・震災、風水害、火災などの理由により一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になった場合に申請します。認められると医療機関窓口への支払いが減額・免除及び徴収猶予されます。

平成30年度から市町村ごとに保有する資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務は、新たに導入する国保総合(国保集約)システムにより都道府県単位で管理することとなります。
 被保険者は、市町村の区域内に住所を有する者が、都道府県の区域内に有する者になります。

【資格継続業務】

⑮他市町村へ住所異動すると現在は資格喪失になるが、平成30年度以降は同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は資格が継続となります。

【高額該当回数の引き継ぎ業務】

⑯現在、高額療養費の多数該当は、市町村を単位として行っているが、平成30年度以降は、都道府県を単位として行うこととなることから、同一都道府県内の市町村間において住所異動をした場合、世帯の継続性が認められれば、異動先の市町村へ該当回数を引き継ぐこととなります。

③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
-------	------------------	---

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム								
②システムの機能	<p>1. 資格管理機能 国民健康保険被保険者の加入期間を管理及び被保険者証等の発行 ・資格異動届による被保険者の資格取得, 喪失, 変更に関する情報の入力及び管理 ・被保険者証, 短期被保険者証, 資格証明書の発行及び発行履歴の管理 ・高齢受給者証, 標準負担額減額認定証, 限度額適用認定証, 限度額適用 ・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の発行及び発行履歴の管理</p> <p>2. 賦課管理機能 賦課対象者の所得を把握し国民健康保険税を算定, 納税通知書等を発行し保険税の賦課事務を行う。 ・世帯の所得情報を基に国民健康保険税を算出する。 ・資格や所得の異動に伴う国民健康保険税額の更正をする。 ・国民健康保険税の減免申請による税の免除, 減額を行う。 ・納税通知書を発行する。</p> <p>3. 給付管理機能 ・被保険者の医療の給付記録や療養費の支給申請などを管理し, 支給事務を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[] その他 ()								

システム2

①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所), その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称, 性別, 生年月日, 住所など)の作成・管理をする。</p> <p>2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。</p> <p>3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付けする機能を有し, 宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には, 紐付けした宛名番号から団体内宛名番号を取得する。</p> <p>4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け, 中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け, 中間サーバーへ送信し結果を受信する。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所)を管理し, 中間サーバーからの要求に対応する。</p> <p>5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)								

システム3	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 国民健康保険税の課税を管理する。 2. 納付データ管理機能 納付された国民健康保険税の収納を管理する。 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当を管理する。 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 また、申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	1. 未納データ名寄機能 各税の未納データを名寄せ照会・発行する。 2. 滞納データ分析機能 滞納方針決定のための分析資料となる未納データの集計をする。 3. 滞納者への催告機能 滞納方針に基づく催告に必要な催告書、電話、来庁依頼などの管理をする。 4. 分納等計画機能 納付相談や必要に応じた分納計画作成をする。 5. 滞納処分機能 交付要求や差押などの滞納処分を行う。 6. 財産情報・破産債権情報などの管理 財産情報の管理、破産手続開始通知書による破産債権の届出及び破産債権の管理をする。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理をする。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより収納情報をシステムに取り込むためのデータを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [] その他 ()

システム6	
①システムの名称	年金集約システム
②システムの機能	<p>1. 特別徴収ファイル受信機能 国保連合会より送付される特別徴収対象者情報, 特別徴収依頼処理結果情報, 特別徴収結果情報を取り込み, 国民健康保険取り込み用ファイルの作成を行う。</p> <p>2. 特別徴収ファイル送信機能 介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療で作成した特別徴収依頼情報, 特別徴収各種異動情報を取り込み, 国保連合会送付用ファイルの作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は, 情報照会, 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と, 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とを紐付け, その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は, 情報提供ネットワークシステムを介して, 特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は, 情報提供ネットワークシステムを介して, 情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム, 宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容, 情報提供内容, 特定個人情報(連携対象), 符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会, 又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し, 管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として, 保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会, 情報提供, 符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や, 電文への署名付与, 電文及び提供許可証に付与されている署名の検証, それらに伴う鍵管理を行う。また, 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム 配信マスター情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理, 業務統計情報の集計, 稼動状態の通知, 保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム10									
①システムの名称	<p>国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システムをいう。以下同じ) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>								
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル, 資格情報(個人)ファイル)の送信 ・市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル, 市町村被保険者ID連携ファイル) ・都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) ・市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) ・転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム)									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
国民健康保険情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一16、30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、24条								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定								
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106項) (別表第二における情報照会の根拠):(27, 42, 43, 44, 45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠):(1, 2, 3, 4, 5, 19, 25, 33, 43, 44, 46条) (情報照会の根拠):(20, 25, 26条)								

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部国民健康保険課
②所属長	国民健康保険課長 吉原 衛
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の被保険者として資格を有したことのある者と被保険者ではない世帯主 ※国民健康保険各種届出や給付の申請及び国保税の納税義務は世帯主にあるため、また納税通知書や高額療養費の申請書を送付するために国民健康保険に加入したことのない世帯主の個人情報についても取扱っています。
その必要性	被保険者証の交付、保険税の適正な賦課徴収等を行うために、国民健康保険事務の対象者の情報を管理する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付情報, 口座情報, 滞納情報, 滞納経過・財産・差押・納付誓約情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・対象者を正確に把握するために保有している。 ○連絡先等情報 ・4情報:被保険者証等に記載し、送付先として使用するために保有している。 ・連絡先:業務における手続内容確認のための連絡手段として保有している。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有している。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:保険税を算定するため、給付の支給等及び自己負担割合等を判定するための所得情報を保有している。 ・健康・医療関係情報:医療情報等を基に給付事務を行うために保有している。 ・医療保険関係情報:国民健康保険被保険者の特定、加入・脱退の確認のために保有している。 ・生活保護・社会福祉関係情報:被保険者資格の取得・喪失及び保険料算定のために保有している。 ・介護・高齢者福祉関係情報:特別徴収及び高額療養費・高額介護合算療養費の判定のために保有している。 ・年金関係情報:被保険者資格異動確認のために保有している。 ・その他:納税義務者の納付状況を正確に把握するために保有している。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健医療部国民健康保険課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (医療年金課, 介護保険課, 健康増進課, 社会福祉課, 市民課, 資産税課, 納税課, 市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (他の医療保険者, 茨城県国民健康保険団体連合会)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	被保険者証の交付, 保険税の賦課, 療養費等の給付								
④使用の主体	使用部署	国民健康保険課							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険に関する資格の異動届出があったら, 資格の取得・喪失・変更処理を行い, 被保険者証の交付や差し替えあるいは返却を受ける。 ・毎年4月更新時あるいは再交付申請時に被保険者証を発行する。 ・毎年8月更新時あるいは再交付時に70歳以上の被保険者に高齢受給者証を発行する。 ・被保険者が高額な医療費を支払ったときに, 月単位ごとに自己負担限度額を超えているか確認し超えている場合は, 診療月の約3か月後に高額療養費支給申請書を送付する。 ・被保険者が旅先での急病などで保険証を持たずに診療を受けるときや, コルセット等の治療用器具を購入したときなどに, 後日療養費として申請をすることにより一部負担金を差し引いた額を給付する。 ・医療費が高額になりそうときに, あらかじめ医療機関に提示することにより医療費の窓口負担額が自己負担限度額までになる限度額適用認定証を発行する。 ・介護保険の受給者で, 国民健康保険と介護保険の年額が高額になったときに, 高額介護合算療養費支給申請を受け給付する。 ・妊娠4ヵ月(85日)以上の方が出産したときに, 出産育児一時金の請求を受け給付する。 ・被保険者が亡くなったときに, 喪主から葬祭費の請求を受け給付する。 ・確定申告や事業所からの給与支払報告書及び国民健康保険税申告等により把握した前年の所得額に基づき, 国民健康保険税を算定し, 納税通知書を発行する。 ・金融機関やコンビニ, 市窓口で納付のあった国民健康保険税の収納情報の管理を行う。 ・災害や所得の激減等やむを得ない事情により国民健康保険税の納付が困難なときに, 減免申請書の提出を受け減免する。 ・震災, 風水害, 火災などの理由により, 一時的に生活が苦しくなり, 医療費の支払いが困難になったときに, 国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の申請を受け減免あるいは徴収を猶予する。 								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出に当たり, 個人番号, 4情報等住民票関係情報と突合して, 届出情報を確認する。 ・被保険者の宛名情報と共通宛名管理システムの個人番号と突合する。 ・庁内の他システムと連携し業務関係情報を入手する場合は, その他の識別情報(内部番号)で突合を行う。 							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

委託事項6～10	
委託事項6 資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	茨城県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項7 高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	茨城県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項 高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (19) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (7) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第5項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第17項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第33項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第43項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第93項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険の被保険者及び医療給付情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	市民部市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10
②移転先における用途	住民票への記載
③移転する情報	国民健康保険の加入, 脱退の記録
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	異動の都度
移転先2～5	
移転先2	保健医療部医療年金課
①法令上の根拠	国民年金施行令第1条の2, 高齢者の医療の確保に関する法律, つくば市医療福祉費支給条例・つくば市医療福祉費支給条例施行規則, つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例, 番号法第9条第1項 別表第一 31, 59の項
②移転先における用途	国民年金, 後期高齢者医療制度, 医療福祉費支給制度に関する業務
③移転する情報	国民健康保険の加入, 脱退の記録, 給付情報, 特定健診受診券発行状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療福祉費支給制度受給者, 後期高齢者医療保険者受給者, 国民年金被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請の都度

移転先3	保健医療部介護保険課	
①法令上の根拠	介護保険法・介護保険法施行法・介護保険法施行令 番号法第9条第1項 別表第一 68の項	
②移転先における用途	医療保険加入状況の確認	
③移転する情報	国民健康保険被保険者番号	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者及び世帯員	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月に一回程度	
移転先4	保健医療部健康増進課	
①法令上の根拠	母子保健法, 健康増進法 番号法第9条第1項 別表第一 10, 76の項	
②移転先における用途	医療保険加入状況の確認, 受診券の発行	
③移転する情報	国民健康保険被保険者番号	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> 紙
⑦時期・頻度	申請の都度	

移転先5	福祉部社会福祉課
①法令上の根拠	生活保護法第29条 番号法第9条第1項 別表第一 15の項
②移転先における用途	扶助費の算定等
③移転する情報	国民健康保険被保険者番号, 加入期間, 滞納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	保護の決定, 変更等の都度
移転先6～10	
移転先6	財務部納税課
①法令上の根拠	地方税法 番号法第9条第1項 別表第一 16の項
②移転先における用途	国民健康保険税の課税状況確認
③移転する情報	国民健康保険税
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税納税義務者, 同一世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先7	福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	障害者総合支援法施行規則, 番号法第9条第1項 別表第一 84の項
②移転先における用途	医療保険加入の確認及び自己負担
③移転する情報	国民健康保険情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者及び対象障害児本人
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請の都度
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティカードで入室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され, サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

1.個人番号, 2.符号, 3.宛名番号, 4.氏名, 5.性別, 6.生年月日, 7.続柄, 8.住所, 9.電話番号

【資格情報】

1.宛名番号, 2.普通世帯主・擬制世帯主・被保険者・特定同一者の別
3.資格該当期間, 4.退職医療制度該当期間, 5.旧被扶養者該当期間, 6.非自発的失業者該当期間
7.学生・遠隔地・住所地特例の別, 8.被保険者証・短期被保険者証・資格証明書
9.一部負担金割合, 10.限度額認定証交付区分, 11.標準負担額減額認定証交付区分
12.特定疾病区分, 13.特定疾患区分

【給付情報】

1.宛名番号, 2.一部負担金割合, 3.費用額, 4.一部負担金, 5.診療日数
6.食事回数, 7.食事標準負担額, 8.高額療養費

【賦課情報】

1.宛名番号, 2.平等割額, 3.均等割額, 4.所得割額, 5.資産割額
6.算出保険料, 7.減免額, 8.年間保険料, 9.普通徴収額, 10.特別徴収額

【特別徴収情報】

1.宛名番号, 2.基礎年金番号, 3.年金種類, 4.特徴義務者, 5.捕捉月, 6.捕捉開始月
7.特徴依頼額, 8.特徴依頼日, 9.特徴中止月, 10.特徴中止事由, 11.中止依頼日
12.仮徴収額変更額, 13.仮徴収額変更依頼日

【収納情報】

1.税目, 2.課税年度, 3.通知書番号, 4.更正決定年月日, 5.納税義務者番号, 6.納税管理人番号, 7.種類区分,
8.共有代表者番号, 9.所有者宛先番号, 10.基礎年金番号, 11.調定年度, 12.課税対象年度, 13.介護所得段階,
14.特徴の納期特例, 15.延滞金減免率, 16.決算済・欠損済サイン, 17.課税額計, 18.決定延滞金額計, 19.納付
すべき督促手数料計, 20.更正事由コード, 21.更正発生日, 22.期別数
23.期別決算済・欠損済サイン, 24.課税額, 25.課税額内訳, 26.決定延滞金額, 27.納付すべき督促手数料,
28.納期限, 29.記事コード, 30.記事年月日, 31.記事終了・解除コード, 32.記事終了・解除年月日, 33.記事漢字
34.記事作成区分, 36.記事取消区分, 38.期別, 39.納付区分, 41.収納方法, 42.収納額, 43.収納額内訳,
44.延滞金, 45.報奨金, 46.督促手数料, 47.還付加算金, 48.計上年月日, 49.納付年月日, 50.束No
51.歳出還付サイン, 52.充当先税目, 53.充当先課税年度, 54.充当先通知書番号, 55.住当先期別, 56.充当先通知書番号
57.充当先収納額, 58.充当先延滞金, 59.充当先報奨金, 60.充当先督促手数料, 61.充当先還付加算金,
62.充当先束NO, 63.銀行コード, 64.支店コード, 65.科目コード, 66.口座番号, 67.納付書番号,
68.収納員コード, 69.取消区分, 70.取消年月日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【滞納情報】

1.宛名情報

宛名番号, 郵便番号, 電話番号, 内線番号, FAX番号, メール番号, 職業職種, 職業役職, 調査日, 回答日, 解除日, 解除事由

2.分納番号

処分区分, 処分日, 処分時間, 解除日, 解除事由, 解除理由, 内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 誓約額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 起案日, 決裁日, 文書番号

3.分納付計画(処分情報含む)

分納番号, 計画番号, 計画日, 納付方法, 場所, 解除日, 解除事由, 解除理由, 内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 計画額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 計画計算方法, 計画開始年月, 計画終了年月, 計画区分, 計画定例日, 計画回数, 計画分納額, 延滞金計算方法, 延滞金基準日, 延滞金期日, 延滞金減免率, 延滞金上限, 増減月, 増減額, 変更年月, 変更額, 分納額, 起案日, 決裁日, 文書番号

4.納付受託

処分日, 処分区分, 解除日, 解除事由, 解除理由, 証券種類, 証券枚数, 証券番号, 証券金額, 取立費用, 支払日, 振出人, 振出地,

支払人, 支払地, 引受人, 引受住所, 裏書人, 裏書住所, 換価日, 延滞金基準日, 起案日, 決裁日, 文書番号

5.経過情報

交渉日, 交渉時間, 交渉コード, 場所, 面談者, 経過内容, 対応課, 対応者, 接触有無

6.経過約束

約束日(開始・終了), 約束時間(開始・終了), 約束履行区分, 約束額, 約束内容

7.経過帳票記録

発送日, 調査日, 延滞金基準日, 返戻日, 公示有無, 公示送達日, 発行内容, 事件番号

8.経過徴収金

徴収区分, 徴収税目, 徴収年度, 徴収額, 徴収件数

9.免除情報

免除番号, 処分日, 法律区分, 免除事由, 免除期間(開始日・終了日), 申請日, 発送日, 解除日, 解除事由, 解除理由, 起案日, 決裁日, 文書番号, 担保内容, 担保提供日, 担保評価額

10.処分情報

処分区分, 財産区分, 処分日, 処分時間, 登録機関受付日, 登録機関受付番号, 執行機関差押日, 破産区分, 破産開始日, 包括禁止命令(自・至), 要求の終期, 求意見書受理日, 続行決定日, 解除日, 解除事由, 解除理由, 換価予定日, 換価予定額, 換価日, 換価額, 配当日, 配当時間, 配当額, 処分費, 公売日, 公売額, 起案日, 決裁日, 文書番号

11.処分財産情報

処分番号, 財産詳細区分, 財産番号, 解除日, 解除事由, 解除理由, 解除日(同時), 解除事由(同時), 解除理由(同時), 換価予定日,

換価予定額, 換価日, 換価額, 配当日, 配当時間, 配当額, 処分費, 公売日, 公売額

12.処分事件番号

処分番号, 区分, 年度, 記号, 番号, 名称

13.処分計画計算書情報

処分番号, 計算書番号, 計算書区分, 支給日, 支給額, 所得税額, 住民税額, 社会保険料, 扶養控除, 控除額5号, 差押額, 賞与支給額, 賞与分所得税額, 賞与分住民税額, 賞与分社会保険料, 賞与控除額5号, 賞与差押額

14.配当・充当情報

処分番号, 処分区分, 財産区分, 財産番号, 処分日, 前処分日, 登録機関受付日, 登録機関受付番号, 執行機関差押日, 破産区分,

破産開始日, 包括禁止命令(自・至), 解除日, 解除事由, 解除理由, 換価予定日, 換価予定額, 換価日, 換価額, 配当日, 配当時間, 配当額, 処分費, 重加算額, 配当文書, 充当日, 充当金額, 残高, 残余金, 充当文書, 公売日, 公売額, 起案日, 決裁日

15.欠損情報

欠損番号, 処分区分, 整理番号, 処分日, 法律区分, 欠損事由, 解除日, 解除事由, 解除理由, 起案日, 決済日, 文書番号, 欠損顛末区分, 欠損顛末調査日, 欠損顛末内容

16.滞納繰上情報

繰上番号, 処分日, 繰上納期限(日・時間), 法律区分, 繰上事由, 繰上理由, 解除日, 解除事由, 解除理由, 起案日, 決裁日, 文書番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

17. 処分停止情報

停止番号, 処分区分, 整理番号, 処分日, 法律区分, 停止事由, 解除日, 解除事由, 解除理由, 起案日, 決裁日, 顛末区分, 停止番号, 執行停止顛末区分, 執行停止顛末調査日, 執行停止顛末内容, 住民登録日, 実態調査結果区分, 実態調査日, 実態調査方法, 実態調査先, 調査結果区分, 相続調査日, 相続調査方法, 生活保護の運用(区分), 生活扶助, 医療扶助, 住宅扶助, 教育扶助, その他扶助, 生活保護確認日, 世帯最低生活費, 世帯収入, 督促区分, 催告区分, 催告送達回数, 催告返戻回数, 不動産調査結果, 不動産調査日, 不動産調査先, 預貯金調査結果, 預貯金調査日, 生命保険等調査結果, 生命保険等調査日, その他の資産調査結果, その他の資産調査日, 収入調査結果, 収入調査日, 第5項適用事由(死亡), 死亡年月日, 相続人区分, 第5項適用事由(事件終了), 事件終了年月日, 破産宣告年月日, 第5項適用事由(倒産), 調査年月日, 調査方法, 第5項適用事由, 年齢, 出国年月日

18. 処分明細情報

未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 繰上納期限(日・時間), 免除期間(開始日・終了日), 免除前・後額(延滞金)

19. 処分計画明細情報

納付回数, 納付予定日, 納付書番号, 未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 計画日, 解除日

20. 処分配当充当明細情報

事業年度(自・至), 未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 充当額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 処分区分, 処分日, 解除日, 換価日, 免除期間(開始日・終了日), 免除試算額(延滞金), 繰上納期限(日・時間), 納期限, 法定納期限, 計上年月日, 納付年月日

21. 財産不動産情報

家屋(財産番号, 所在地, 地番, 種類, 床面積, 構造, 家屋番号, 建物の名称, 建築年月日, 不動産番号, 床区分(地上・地下), 床階数, 専有部分(床区分(地上・地下), 床階数, 床面積), 附属建物(附属番号, 附属符号, 種類, 構造, 床区分(地上・地下), 床階数, 床面積), 土地(財産番号, 所在地, 地番, 種類, 地目, 地積, 敷地権), 金融(銀行名, 支店名, 代表者名, 連絡先, 担当者, 預貯金区分, 口座番号, 口座名義人, 預貯金額, 満期日, 貸付有無, 貸付現在日, 貸付額, 保護預り有無, 保護預り現在日, 出資有無, 出資口数, 出資金, 出資番号), 保険(会社名, 担当者名, 電話番号, 種類, 証券番号, 契約者名, 被保険者, 受取人, 満期保険額, 満期日, 死亡・損害時受取人, 死亡・損害時保険額, 契約書作成日, 契約区分, 保険期間終了日, 保険料区分, 保険料, 保険料支払日, 貸付日, 貸付額, 返戻日, 返戻額, 積立配当日, 積立配当額, 解約日, 解約支払額, 解約済支払日, 金融機関名, 金融機関支店名, 口座科目, 口座番号, 口座名義人), 給与(調査差押日, 調査差押解除日, 勤務先名称, 担当所属, 担当者, 電話番号, 給与日, 支給月, 支給額, 所得税額, 住民税額, 社会保険料, 扶養人数, 金融機関名, 金融機関支店名, 口座科目, 口座番号, 口座名義人), 権利者(権利者番号, 権利種別, 順位, 債権額, 原因日, 設定日), 電話加入(電話番号, 設置場所, 氏名, 住所, 受付日, 受付番号, 質権受付日, 質権受付番号, 質権者氏名, 質権者住所, 質権登録債権額, 質権差押通知日, 質権証明日, 質権証明債権額, 引継有無, 加入権調査区分, 原簿閲覧日)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて、身分証明書等の確認を正確に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民からの申請情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としている。 ・住民からの申請書類は記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・住民から不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。 ・庁内連携による他の業務システムからの入手については、法令等に基づくものに制限した上で、入手元システムのデータを参照し、必要な情報のみ画面に表示させることで不必要な情報の入手を防止している。
	<p>【国保連合会からの入手における措置】</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>(対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
	<p>(必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○不適切な方法で入手が行われるリスク

- ・システムの操作履歴を残し、そのことについて周知することで、不正な取得を抑止している。
- ・生体認証でログイン等させることで、不正な取得を抑止している。

○入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- ・窓口において、対面で個人番号カード又は身分証明書等の提示を受け、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行う。

【国保連合会からの入手における措置】

<国保総合PCにおける措置>

○不適切な方法で入手が行われるリスク

(リスクに対する措置の内容)

- ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。

○入手した特定個人情報が不正確であるリスク

(入手の際の本人確認の措置の内容)

- ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。

- ・さらに、国保連合会においても当市の国民健康保険市区町村事務処理システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。

・国民健康保険市区町村事務処理システムにおける措置

- ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険市区町村事務処理システムの被保険者データと突き合わせし、正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

(個人番号の真正性確認の措置の内容)

- ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

(特定個人情報の正確性確保の措置の内容)

- ・国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。

- ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。

・国民健康保険市区町村事務処理システムにおける措置

- ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険市区町村事務処理システムの被保険者データと突き合わせし、正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

(リスクに対する措置の内容)

- ・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。

- ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。

- ・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

- ・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。

- ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

- ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。

<国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。>

- ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。

- ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。

- ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。

- ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><宛名管理システム及び各業務システム共通の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し、権限を持つ者のみが対象のシステムにおける特定個人情報にアクセスすることができる。 ・担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、必要最低限の権限を付与している。 ・個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 ・検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったか記録している。 ・庁内連携による他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。 <p><国保総合PCにおける措置> (措置その他の措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p style="text-align: center;">[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理しており、その上で、「端末を起動するとき」及び「業務システムを起動するとき」に生体認証を行っている。また、端末は1分間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、担当者ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログオフすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。

<p>その他の措置の内容</p>	<p>○アクセス権限の発効・失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。 ・権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を人事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生した場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効する。 ・年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。 <p>○特定個人情報の使用の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履歴を記録している。 <p>○職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、なりすまし等の不正な利用を抑止している。 <ul style="list-style-type: none"> -端末から離れる際は端末をログオフすること。 -自身がログインした状態で他の職員に業務システムを利用させないこと。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、週に1回程度、イントラネットシステムで職員に周知することで、つくば市での発生を抑止している。 <p>○生体情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生体情報は特定個人情報を取り扱うネットワークと同じネットワークで管理し、取扱いを情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログオフ時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・国保連合会の情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>○従業者が事務外で利用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 <ul style="list-style-type: none"> -業務システムの操作履歴を記録していること。 -不正使用は処罰・刑罰(※1)の対象になること。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、週に1回程度、イントラネットシステムで職員に周知することで、つくば市での発生を抑止している。 <p>(※1) 番号法第9章罰則(第48条～57条)に基づく処罰がなされる。具体的には【正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供】は4年以下の懲役、又は200万円以下の罰金、【業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用】は3年以下の懲役、又は150万円以下の罰金など。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>○特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを国民健康保険課に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に文書管理主任管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。承認後、承認したことを通知する文書をデータ主管課の長から情報主管課の長に送付することとし、情報主管課においても承認内容を確認している。	
その他の措置の内容	○外部デバイスの制限 ・端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむを得ない場合については情報主管課の長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを記録している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。 ・ネットワークを通じた外部機関への提供（茨城県国民健康保険団体連合会への提供）については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で、端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 ・庁内連携による業務システム間のデータ移転については、法令等に基づくものに制限をしており、操作履歴から「誰が」「どのような」操作をしたか特定することができるようにしている。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー等についての説明は以下のとおり。</p> <p>【中間サーバー】 情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の業務システムとの間に設置し、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報の授受の仲介をするサーバー</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェア】 中間サーバーの機能を実現するために、総務省において一括開発しているソフトウェア</p> <p>【中間サーバー・プラットフォーム】 地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意し、全国の地方公共団体が共同で利用する中間サーバーの拠点</p> <p>＜つくば市における措置＞ ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの情報照会機能(※2)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の照会以外の照会を受け付けない。これにより、法律上認められた照会以外の入手を防止している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン ログオフを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※2)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>＜つくば市における措置＞ ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの不適切な接続等の脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市ーデータセンター間】、【データセンターー中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN(※4)によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた提供ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。</p> <p>(※4)専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの情報提供機能(※5)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の提供要求以外の提供を受け付けない。これにより、法律上認められた提供以外の提供を防止している。 ・中間サーバーの情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、不正に提供されるリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン ログオフを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。</p> <p>(※5)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ・セキュリティ管理機能(※6)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

(※6)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①事案／当該事案に関する個人情報の件数 農業サポーター宛てメールマガジンをCCで送信／103件 ②発生時期 平成27年6月 ③原因 農業サポーター宛てメールマガジンを、農業サポーター103名に対してBCC送信とすべきところ、職員が誤ってCCに全メールアドレスを入力して送信した。 ④発生時の対応 全送信先に謝罪と誤送信したメールの削除依頼メールを送信	
再発防止策の内容	つくば市が運用するメールサービス(メールの一斉送信時には、登録されたメールアドレスに自動的に「BCC」で発信する仕組みとなっている)を使用させ、通常のメールソフトによる送信を禁止する。	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>○サーバ室入退室の管理 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。</p> <p>○端末の盗難による漏えい対策 ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障や盗難があった場合にデータが消失、漏えいしないようにしている。</p> <p>○廃棄時の漏えい対策 ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去又は物理的に破壊している。</p> <p>○滅失・毀損リスク対策 ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。</p> <p>○【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 <国保総合PCにおける措置> (具体的な対策の内容) ・当市と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 外部機関からのネットワークを通じた入手(茨城県国民健康保険団体連合会からの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で、端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 窓口に設置している端末にはのぞき見防止フィルターを貼付し、のぞき見による情報漏えいを防止している。</p>	
<p>【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 <国保総合PCにおける措置> ○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 ○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>

9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: center;">[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><つくば市における措置> ・つくば市情報セキュリティ対策方針に基づき、毎年、新規採用職員、所属の長及び部署ごとの情報担当者に対し集合研修を実施し、情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。研修は原則年に1回とし、制度改正等があった場合については、随時実施を検討する。研修の内容は以下のとおり。 【内容】 ・新規職員向け…つくば市における情報セキュリティ対策、個人情報扱う市役所職員の心構えなど ・所属の長向け…つくば市における情報セキュリティ対策、所属の長としての主な責務など ・情報担当者向け…つくば市における情報セキュリティ対策、セキュリティ事故対応など</p> <p>・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、週に1回程度、イントラネットシステムで職員に周知することで、つくば市での発生を抑制している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p><サイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度: おおむね一年ごと ・教育方法: 集合教育(予定) ・教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</p> <p>●* 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><つくば市における措置> ・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまう又はワイヤーロックで机に固定することで盗難を防止している。 ・年に1回、情報セキュリティに関する職場環境確認を実施しており、個人情報記載されている書類やパスワードが書かれたメモが放置されていないかなどを確認し、問題点については該当者及び全庁に周知し、是正を求めている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	つくば市 保健医療部国民健康保険課 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111
②請求方法	【開示請求】 つくば市個人情報保護条例第15条に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、保健医療部国民健康保険課に書面で直接又は郵送で請求する。 【訂正請求】 つくば市個人情報保護条例第29条に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、保健医療部国民健康保険課に書面で直接又は郵送で請求する。 【利用停止請求】 つくば市個人情報保護条例第37条に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、保健医療部国民健康保険課に書面で直接又は郵送で請求する。 【請求様式】 総務部総務課に備えてある所定の用紙又は、つくば市ホームページからダウンロードする。 (本人が請求する場合) 本人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証等)の確認が必要となる。 (法定代理人が請求する場合) 法定代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、戸籍謄本、登記事項証明書等)の確認が必要となる。 (任意代理人が請求する場合) 任意代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、委任状及び印鑑登録証明書等)の確認が必要となる。 (費用負担) つくば市個人情報保護条例第27条に基づき、写しの作成に要した費用と、郵送で請求する場合は送付に要する費用とし前納とする。 ※詳細はつくば市のホームページを参照
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	つくば市個人情報保護条例第13条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	つくば市 保健医療部国民健康保険課 つくば市 総務部総務課 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111
②対応方法	問合せがあった場合、指定様式(問合せ記録表)に問合せがあった日付、問合せ内容及び回答内容について総務課へ報告することとしている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年3月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年11月20日
②方法	つくば市情報公開・個人情報保護審査会にて、個人情報の保護に関する学識経験のある外部有識者による第三者点検を実施
③結果	評価書の記載内容の適合性及び妥当性については、おおむね基準を満たしているが、各審査会委員からの意見を参考にし、記載内容の充実に更に努めることで了解を得た。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	つくば市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人の…省略	つくば市は、市民、そして市民以外の方の個人番号(マイナンバー)を取り扱う責任を十分に理解し、本評価書に記載の措置を始めとする対策を嚴重に講じることで、個人のプライバシーその他の権利利益の保護に取り組んでいます。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	特記事項	なし	医療機関の受診記録(レセプトデータ)を取り扱うに当たり、国民健康保険団体連合会との間で専用回線を使用し、また伝送用端末には、起動時ユーザID及びパスワードの設定や、ウィルス対策ソフトウェアの導入等の措置を講じています。また、レセプトデータは、診療報酬の請求及び支払のために利用するデータであるため、医療機関が保有するカルテ情報・検査情報等プライバシー性の高い実態情報・個別情報などを当市は保有しません。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険法、地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。…省略	国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。…省略…認められると医療機関窓口への支払いが減額・免除及び徴収猶予されます。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	1. 資格管理機能 被保険者、擬制世帯主、…省略…発行事務を行う。 2. 賦課管理機能 資格管理で管理されている…省略…保険税の賦課事務を行う。 3. 給付管理機能 被保険者の医療の…省略…支給事務を行う。	1. 資格管理機能 国民健康保険被保険者の加入期間を…省略…発行及び発行履歴の管理 2. 賦課管理機能 賦課対象者の所得を把握し…省略…納税通知書を発行する。 3. 給付管理機能 被保険者の医療の給付記録や…省略…支給事務を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年3月29日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 国民健康保険税で賦課及び調定管理…省略…紛失者などへの再発行納付書の作成申請による納付情報に基づく納付確認書を発行	1. 賦課データ管理機能 国民健康保険税の課税を管理する。…省略… 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。また、申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年3月29日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他 ()	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他 ()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8②システムの機能	1. 異動処理機能 住民基本台帳法に基づき, 住民票の記載, 削除又は記載の修正の処理を行い, それらの情報を管理する。…省略…在留カード等発行システムと, 定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。	1. 異動処理機能 住民基本台帳法に基づき, 住民票の記載, 削除又は修正の処理を行い, それらの住民情報を管理する。…省略…在留カード等発行システムと, 定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他 (在留カード等発行システム)	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他 (在留カード等発行システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	I 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9①システムの名称②システムの機能③他のシステムとの接続		住民基本台帳ネットワークシステムを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年3月29日	I 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):(1, 2, 3, 4, 5, 11, 14, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109項) (別表第二における情報照会の根拠):(27, 42, 43項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(1, 2, 3, 4, 5, 11, 14, 17, 22, 24, 33, 34, 37, 47, 62, 63条) (情報照会の根拠):(33, 34条)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 93, 106項) (別表第二における情報照会の根拠):(27, 42, 43, 44, 45項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(1, 2, 3, 4, 5, 19, 25, 33, 43, 44, 46条) (情報照会の根拠):(20, 25, 26条)	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	II 2.基本情報③対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者として資格を有したことの ある者と擬制世帯主	国民健康保険の被保険者として資格を有したことの ある者と被保険者ではない世帯主 ※国民健康保険各種届出や給付の申請及び 国保税の納税義務は世帯主にあるため、また 納税通知書や高額療養費の申請書を送付する ために国民健康保険に加入したことの無い世帯 主の個人情報についても取扱っています。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	II 2.基本情報③対象となる本人の範囲 その必要性	被保険者証等の交付、保険税の適正な賦課徴 収のため、特定個人情報が必要	被保険者証の交付、保険税の適正な賦課徴収 等を行うために、国民健康保険事務の対象者 の情報を管理する必要がある。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	II 2.基本情報④記録される項目 その妥当性	・識別情報 対象者を正確に把握する為に保有している。 ・・・省略・・・納付状況を正確に把握する ために保有	○識別情報 ・対象者を正確に把握するために保有している。 ・・・省略・・・納付状況を正確に把握する ために保有している。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成28年3月29日	II 3.特定個人情報の入手・使用①入手元	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自 治体) [○]民間事業者(茨城県国民健康保険団体連 合会、金融機関、企業) [○]その他(他の保険者)	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(他自 治体) []民間事業者() [○]その他(他の医療保険者、茨城県国民健 康保険団体連合会)	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	II 3.特定個人情報の入手・使用③使用目的	被保険者証の交付、保険税の賦課、医療費等 の給付	被保険者証の交付、保険税の賦課、療養費等 の給付	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出

平成28年3月29日	II 3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出により被保険者，擬制世帯主，特定同一世帯所属者の資格の得喪を把握している。 ・把握した資格情報を外部委託者へ提供し，被保険者証等の印刷，高額療養費等の算定を依頼している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの国民健康保険に関する資格の異動届出があったら，資格の取得・喪失・変更処理を行い，・・・省略・・・，医療費の支払いが困難になったときに，国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の申請を受け減免あるいは徴収を猶予する。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法 情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の異動より転出入情報を取り入れ資格取得・喪失処理を行う。 ・住民票の異動より住所等の変更を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出に当たり，個人番号，4情報等・・・省略・・・と連携し業務関係情報を入手する場合は，その他の識別情報(内部番号)で突合を行う。 	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	システムの運用	国民健康保険システムの運用・保守	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実にこなうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託	システムの運用管理，オンライン稼働監視，障害対応，仕様変更等を行うシステム維持管理業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	コンビニで納付されたデータを取りまとめ，納税課へ送付する。	コンビニで収納した国民健康保険納付データを取りまとめ，当市へ専用端末を利用して収納データを送信する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	常陽コンピュータサービス	常陽コンピュータサービス株式会社	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	金融機関窓口または市町村窓口で支払った課税額[保険税]納付情報をデータ化し，市町村へ専用端末を利用して送付する。	金融機関窓口又は市町村窓口で支払った国民健康保険納付情報をデータ化し，本市へ専用端末を利用して送信する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

平成28年3月29日	II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	常陽コンピュータサービス	常陽コンピュータサービス株式会社	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第二(第11, 14, 22, 46, 88, 97, 109項)	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	II 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
平成28年3月29日	III 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・窓口にて、身分証明書等の確認を正確に行い、…省略…入手できないよう仕組みとして担保されている。	・窓口にて、身分証明書等の確認を正確に行い、…省略…事務取扱いに必要な事項について事務処理要領を定める。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
平成28年3月29日	III 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	・不正に情報が取得されるリスク システムの操作履歴を残し、そのことについて周知することで、不正な取得を抑制している。…省略…職員間で周知を行い、共通認識を図っている。	○不適切な方法で入手が行われるリスク ・システムの操作履歴を残し、そのことについて周知することで、不正な取得を抑制している。…省略…身分証明書等の提示を受け、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行う。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
平成28年3月29日	III 3. 特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	個人番号利用事務以外または個人番号を必要としない事務では、…省略…ファイルにはアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。	<宛名管理システム及び各業務システム共通の措置> ・宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に…省略…他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出

平成28年3月29日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	業務上必要な業務システムにしかアクセスできないよう、・・・省略・・・不正な持ち出しなどが起こりにくい環境を作っている。	特定個人情報を扱う端末に、・・・省略・・・解除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	端末に覗き見防止フィルターを貼付することで、・・・省略・・・状態で他の職員にシステムを利用させないこと	○アクセス権限の発効・失効の管理 ・業務システムの利用に当たっては、・・・省略・・・情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	リスク ①画面ロックがかかる前に、ログイン者以外の職員が使用されると、・・・省略・・・業務上アクセスが不要となった職員のアクセス権限を修正・削除している。	○従業者が事務外で利用するリスク ・職員へのセキュリティ研修にて、・・・省略・・・不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用】は3年以下の懲役、又は150万円以下の罰金など。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、・・・省略・・・再委託の禁止	特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、・・・省略・・・事務取扱いに必要な事項について事務処理要領を定める。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	再委託先についても、委託者と同様の義務を負う旨、契約書に明記している。	削除	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出

平成28年3月29日	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 その他の措置の内容	記載なし。	(システムに関する運用) ○データの保護・管理 ・データの漏えい・滅失・毀損を防止することを目的とした、データの保護・管理に関する覚書を委託業者と取り交わしている。…省略…委託業者の作業場所について職員による実地調査を行い、サーバ室の入退室及び鍵管理や記憶媒体の管理など、セキュリティが確保されているか確認している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルールの遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用部署が…省略…認められた場合に限り許可している。	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長が…省略…情報主管課においても承認内容を確認している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) その他の措置の内容	サーバ室への入室については、生体認証及び…省略…情報主管部署の許可を得た端末でしか接続できないよう、限定している。	○外部デバイスの制限 ・端末への外部媒体の接続はシステムで…省略…「誰が」「どのような」操作をしたかを記録している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 指定した端末、アクセスルートでのみ提供・移転できる制御を行っている。…省略…情報の移転を行う相手先について、システムでの接続制御を行っている。	○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ・特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離…省略…「誰が」「どのような」操作をしたか特定することができるようにしている。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。…省略…に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	中間サーバー等についての説明は以下のとおり。 【中間サーバー】…省略…各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出

平成28年3月29日	Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	・ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。…省略…特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	<つくば市における措置> ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの…省略…特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし。	○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、…省略…不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	事故の発生を事前に知ることは不可能であるため事前の提出は義務付けられない。
平成28年3月29日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 ②その内容	記載なし。	①事案/当該事案に関する個人情報の件数 農業サポーター宛てメールマガジンをCCで送信/103件…省略…④発生時の対応 全送信先に謝罪と誤送信したメールの削除依頼メールを送信	事後	事故の発生を事前に知ることは不可能であるため事前の提出は義務付けられない。
平成28年3月29日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 ②再発防止策の内容	記載なし。	つくば市が運用するメールサービス…省略…通常のメールソフトによる送信を禁止する。	事後	事故の発生を事前に知ることは不可能であるため事前の提出は義務付けられない。
平成28年3月29日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	サーバ室への入室については、生体認証及びICカード認証を行っており、…省略…文書保管期間が過ぎた文書については、確実に廃棄している。	○サーバ室入退室の管理 ・サーバ室への入室の際は…省略…データをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク…省略…、溶解・裁断等の処理を行い、廃棄する。	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク…省略…のぞき見防止フィルターを貼付し、のぞき見による情報漏えいを防止している。	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出

平成28年3月29日	Ⅲ9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><つくば市における措置></p> <p>①つくば市情報セキュリティ対策方針において研修の実施を定めており、…省略…④新任職員等業務に慣れていない職員を対象に課内研修を随時行い、特定個人情報の取り扱いに係る教育・啓発に取り組んでいる。</p>	<p><つくば市における措置></p> <p>・つくば市情報セキュリティ対策方針に基づき、毎年、…省略…中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅲ10.その他のリスク対策	記載なし。	<p><つくば市における措置></p> <p>・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまし、…省略…技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
平成28年3月29日	Ⅳ1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法	指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	<p>【開示請求】</p> <p>つくば市個人情報保護条例第15条に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、…省略…郵送で請求する場合は送付に要する費用とし前納とする。 ※詳細はつくば市のホームページを参照</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	Ⅳ1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿への不記載等	記載なし。	つくば市個人情報保護条例第13条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、…省略…又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	Ⅳ特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	つくば市 保健医療部医療年金課 つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111	つくば市 保健医療部医療年金課 つくば市 総務部総務課 つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	Ⅳ特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容及び対応の経過について記録を残す。	問合せがあった場合、指定様式(問合せ記録表)に問合せがあった日付、問合せ内容及び回答内容について総務課へ報告することとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年3月29日	Ⅴ1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月6日	平成28年3月16日	事後	指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらぬ。

平成28年3月29日	V1.基礎項目評価 ②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事後	指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。
平成28年3月29日	V3.第三者点検【任意】①実施日	記載なし。	平成27年12月24日	事後	指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。
平成28年3月29日	V3.第三者点検【任意】②方法	記載なし。	つくば市情報公開・個人情報保護審査会にて、個人情報の保護に関する学識経験のある外部有識者による第三者点検を実施	事後	指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。
平成28年3月29日	V3.第三者点検【任意】③結果	記載なし。	評価書の記載内容の適合性及び妥当性については、おおむね基準を満たしているが、各審査会委員からの意見を参考にし、記載内容の充実に更に努めることで了解を得た。	事後	指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。
	I1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の内容	国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。 …省略… 震災、風水害、火災などの理由により一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になった場合に申請します。認められると医療機関窓口への支払いが減額・免除及び徴収猶予されます。	国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。 …省略… ・同一都道府県内の市町村間において住所異動をした場合、世帯の継続性が認められれば、異動先の市町村へ該当回数を引き継ぐこととなります。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
	I2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10①システムの名称②システムの機能③他のシステムとの接続	記載なし。	国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システムをいう。以下同じ) …省略… 1. 資格継続業務(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル, 資格情報(個人)ファイル)の送信 …省略… 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)…省略… [○]その他 (国民健康保険システム)	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出

	I 6.評価実施機関における担当部署②所属長	国民健康保険課長 岡田高明	国民健康保険課長 吉原衛	事後	指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。
	II 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	記載なし。	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 …省略… 資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部…省略…システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
	II 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	記載なし。	高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務 …省略… 高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部…省略…システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出
	III 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・窓口にて, 身分証明書等の確認を正確に行い, 対象者以外の情報の入手を防止する。 …省略… ・庁内連携による他の業務システムからの入手については, 法令等に基づくものに制限した上で, 入手元システムのデータを参照し, 必要な情報のみ画面に表示させることで不必要な情報の入手を防止している。	・窓口にて, 身分証明書等の確認を正確に行い, 対象者以外の情報の入手を防止する。 …省略… 【国保連合会からの入手における措置】 <国保総合PCにおける措置> (対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)…省略…国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。	事前	指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出

	<p>Ⅲ2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>○不適切な方法で入手が行われるリスク ・システムの操作履歴を残し、そのことについて周知することで、不正な取得を抑制している。 …省略… ・窓口において、対面で個人番号カード又は身分証明書等の提示を受け、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行う。</p>	<p>○不適切な方法で入手が行われるリスク ・システムの操作履歴を残し、そのことについて周知することで、不正な取得を抑制している。 …省略… 【国保連合会からの入手における措置】 <国保総合PCにおける措置> ○不適切な方法で入手が行われるリスク …省略… ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出</p>
	<p>Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容</p>	<p><宛名管理システム及び各業務システム共通の措置> ・宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し …省略… ・庁内連携による他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。</p>	<p><宛名管理システム及び各業務システム共通の措置> ・宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し …省略… <国保総合PCにおける措置> (措置その他の措置の内容) ・当市の職員等が不正にデータ抽出等できないよ …省略…CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出</p>
	<p>Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。 …省略… また、端末は1分間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。</p>	<p>特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。 …省略… <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し…省略…離席時にはログオフすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出</p>

	Ⅲ3.特定個人情報の使用 リスク2 その他の措置の内容	<p>○アクセス権限の発効・失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。 …省略… <p>取扱いを情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。</p>	<p>○アクセス権限の発効・失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。 …省略… <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻操作内容をきろくして…省略…当該記録については、一定期間保存することとしている。 	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
	Ⅲ3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>○従業者が事務外で利用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 …省略… <p>4年以下の懲役、又は200万円以下の罰金、【業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用】は3年以下の懲役、又は150万円以下の罰金など。</p>	<p>○従業者が事務外で利用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 …省略… <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>○特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の職員等が不正にデータ抽出等できないよう …省略…定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	記載なし。	<p><国保連合会における措置></p> <p>上記の規定に基づき運用する。</p> <p>また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出
	Ⅲ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし。	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため…省略…電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	事前	指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出

	<p>Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容</p>	<p>中間サーバー等についての説明は以下のとおり。 【中間サーバー】 …省略… 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため…省略…各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	<p>中間サーバー等についての説明は以下のとおり。 【中間サーバー】 …省略… 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログオフを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため…省略…各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>	<p>事後</p>	<p>指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。</p>
	<p>Ⅲ6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容</p>	<p><つくば市における措置> ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。 …省略… (※5)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	<p><つくば市における措置> ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの不適切な接続等の脅威を防いでいる。 …省略… (※5)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	<p>事後</p>	<p>指針別表に定める変更ではないため重要な変更にあたらない。</p>
	<p>Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>○サーバ室入退室の管理 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している …省略… ○滅失・毀損リスク対策 ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。</p>	<p>○サーバ室入退室の管理 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している …省略… ○【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 <国保総合PCIにおける措置> (具体的な対策の内容) …省略… 不正アクセス防止策として、ファイウォールを導入している。・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更にあたるため事前に提出</p>

	<p>Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ……省略… 窓口に設置している端末にはのぞき見防止フィルターを貼付し、のぞき見による情報漏えいを防止している。</p>	<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ……省略… 【国保総合(国保集約)システムの保管・消去】 <国保総合PCにおける措置> ○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ……省略… 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出</p>
	<p>Ⅲ9.従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p><つくば市における措置> ・つくば市情報セキュリティ対策方針に基づき、毎年、新規採用職員、所属の長及び部署ごとの情報担当者に対し集合研修を実施し……省略……セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><つくば市における措置> ・つくば市情報セキュリティ対策方針に基づき、毎年、新規採用職員、所属の長及び部署ごとの情報担当者に対し集合研修を実施し……省略…… <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作 ……省略… ・特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出</p>
	<p>Ⅲ10.その他のリスク対策</p>	<p><つくば市における措置> ・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまう又はワイヤーロックで机に固定することで……省略……個人情報が記載されている書類やパスワードが書かれたメモが放置されていないかなどを確認し、問題点については該当者及び全庁に周知し、是正を求めている。</p>	<p><つくば市における措置> ・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまう又はワイヤーロックで机に固定することで……省略…… <国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる……省略…… 国保連合会にも同様の報告を求めることにする)</p>	<p>事前</p>	<p>指針別表に定める重要な変更 に当たるため事前に提出</p>

